子どもを連れて小児科を受診する
養親さんのための手引書

養親さんが赤ちゃんを連れて小児科クリニックを受診する際、どのような注意点があるのか、どのようなことで困ったりするのか、注意点や困りごとについて説明できるよう実際に即した手引書を作成しました。

あわせて小児科クリニックを受診する際に、(こまごまとした事情について説明しなくてもいいように)受付でそのまま渡せる補助リーフレット『受診に際しての医療配慮お願い』を作成しました。小児科クリニックさんに配慮してほしい点をまとめてありますので、受付で渡してください。

【養親さん(自身)に合った小児科クリニックを探しましょう】

赤ちゃんが委託されたら、養親さんは乳児健診を受診するために小児科クリニックを探すようになります。

- すべての小児科医が特別養子縁組について深い理解を示してくれるわけではありません。　養親さんとの相性もあります。養親さん(自身)に合う小児科医さんを探しましょう。
- 融通が利いて柔軟で、臨機応変で相談しやすい小児科クリニックを探しましょう。長いお付き合いになりますので、養子縁組家族と相性のいい小児科クリニックを探しましょう。
- 看護師さんや受付さんの雰囲気も大切です。(養子縁組家族は稀な家族形態ですので)気遣いや配慮についてお願いするようになります。相談しやすい雰囲気というのも大事な条件です。
- 看護師さんが柔軟で優しくて話しやすいと助かります。受付さんが柔軟で融通が効き、臨機応変に対処してくれると(杓子定規に対処されないので)助かります。
- 物理的に近いほうが通院しやすいです。また都会と地方では交通手段も変わります。都会では自転車で通える方が便利だったりしますが、地方では(車で通院するので)駐車場が広い方が便利です。駐車場が停めやすいとか、自転車で通える距離がいいという選択肢もあります。
- 待ち時間対策をしていないと小さな子どもは待てません。待ち時間対策として、順番になったら携帯に呼び出しが入るクリニックを選ぶ選択肢もあります。

【小児科クリニックを探す時期】

- 小児科探しをする時期ですが、実際に(小児科訪問して通院するクリニックを)決めるのは赤ちゃんとの生活が始まってからの方が(通院について)イメージできると思います。
- 児童相談所経由で委託された場合、通院する小児科さんが決められている場合もあります。実際に通院してみて(距離が遠すぎるなどの)不都合があれば、(通院しやすいところに)転院してもいいと思います。
- 根掘り葉掘り聞かれると閉口するという意味も(行政手続きやご近所回りをすると)分かるようになります。
- (毎回「同意書を提示してください」と杓子定規に言われると)しんどいということも体感すると理解できます。臨機応変に融通を利かせてくれるのは、とても有難いことだと理解できます。
- 実際に赤ちゃんと生活し始めると待っている間の間が持たないことが理解できすようになります。呼び出しまで車で待機させてくれると助かるという意味も理解できます。
- 子育てを経験すると、養親さんにとって小児科クリニックに何を求めるか(何を重要視するか)

明確になってきます。

- 1ヶ月健診までには決めておきましょう。

【事前訪問は役に立ちます】

- 口コミサイトでどんな小児科クリニックか、おおまかな目星を付けたら、事前訪問で実際に確認しましょう。融通が効きそうか、配慮してくれそうか、事務手続きがうるさくないか、それとなくチェックします。
- 看護師さんや受付さんの雰囲気も大切です。細かい気遣いや配慮をお願いすることになります。相談しやすい雰囲気なのか確認しておきましょう。こういった部分は実際に訪問してみないと分かりません。

【事前訪問する時間帯】

- 養子縁組家庭の子どもを初めて扱う小児科クリニックがほとんどです。クリニック内で院長に確認したり、事務手続きや看護スタッフがシュミレーションするための時間が必要です。
- そのため、いきなり健診(診察)で受診するのではなく「今後お伺いしますよ」というご挨拶と偵察を兼ねて、事前訪問するようにしましょう。
- 訪問する際は(子どもを連れずに)事情説明と事務手続きのためだけに訪問しましょう。子どもは待ち時間が長いとすぐに機嫌が悪くなります。ゆっくり話をすることも雰囲気を見ることもできなくなります。子どもは預けて訪問しましょう。
- 訪問する時間帯は小児科さんが暇な時間帯にしましょう(例えば午後 3 時以降など。事前に電話連絡で暇な時間帯を確認するのも良いでしょう)。
- 午後の暇な時間帯であれば、受付さんも看護師さんも医事手続きや書類確認をゆっくりすることができます。時間帯的にも余裕があるので落ち着いた対応をしてくれます。

【最初に受付で『受診に際しての医療配慮お願い』補助リーフレットを提示してください】

- 小児科さんを受診したら、最初に受付で『受診に際しての医療配慮お願い』を渡してください。配慮していただきたい注意点をまとめてあります。まずは受付さんに読んでもらいます。
- 配慮のお願い文には他の部署(受付さんや看護師さんや小児科医の先生)に配慮していただく注意点も記載してあります。
- この配慮のお願い文は受付さんに渡しても小児科の先生や看護師さんも必ず目を通します。対応が難しければ『受診に際しての医療配慮お願い』を見ただけでお断りされます。
- (小児科医からも)「『受診に際しての医療配慮お願い』を提示して断られるようであれば(そのクリニックとはご縁がなかったということで)素直に諦めましょう」とアドバイスされました。

【小児科医に聴いてみた】

- 小児科医からの要望で一番多かったのが「あっせんの実施主体を明確にしてほしい」という要望でした

  「突然、空白の母子健康手帳をもった女性が新生児を連れて来院した。詳しい話を聴いてもしどろもどろではっきりしない。どこの誰が実施したのか証明するものもなく何もわからない。

だから誘拐や人身売買ではないかと疑った」という意見もありました。
このような、いわれのない誤解を招かないように、対策として

- 実施施設(団体)の名称、所在地、連絡先
- 認可を受けた団体であり、民法に基づいて正当な手続きを経て実施していること
- 生母には相応の事情があり生母の承諾を得ていること

これらを明示するようにしました。

- 『受診に際しての医療配慮お願い』に、実施施設(団体)の名称、所在地、連絡先、法的根拠、認可団体であること、正当な手続きを経ていることを明示しているのはこのためです。
- 「ご不明な点につきましては支援者に直接問い合わせてください」と問い合わせについても明示しています。
- 小児科医としても「これだけ明示されれば十分です。質問があれば直接支援者に照会します」という返答でした。

【生母さんの妊娠経過や分娩経過や既往歴について、養親さんはご存じありません】

- 養親さんの困りごとの中に
  「(生母さんの)妊娠経過や分娩経過、既往歴やアレルギーを聴かれて困った」という意見がありました。
- (生母さんの情報について)養親さんに尋ねられても答えられないのが当然です。そのため
  「養親さんはご存じないので質問しないでください」と明記してあります。
- けれども、診療上どうしても照会する場合があります。そこで「照会がある場合は直接支援者に質疑応答して下さい」と記載してあります。
- この部分について、小児科医にこれなら対処できるかと質問したところ
  「(事情が分かれば)情報がないならないでやる」「手持ちの情報だけでやる」
  「あっせん団体に産科施設を教えてもらい産科医と直接相談する」という回答でした。

【母子健康手帳の空白を埋め、検査結果を揃えておきましょう】

- 小児にかかわる医療者にとって「母子健康手帳が空白で妊娠中の検査データがない」ということは「この母親は妊婦健診を受けていない未受診妊婦である」という意味を持ちます。
- 養親さんが未受診妊婦という誤解を招かないためにも、子どもを託されたという事情説明とともに母子健康手帳が空白であるという、やむを得ない事情について記載してあります。
- さらに根本的対策として　事情説明するだけではなく(誰に母子健康手帳を見られてもいいよう)空白を埋めておくことも必要です。
  ※P. 7【母子健康手帳について】【生母さんや赤ちゃんの検査結果について】を参照してください。

【子どもへの医療行為やワクチン接種について、同意を得ているという説明】

- 養親さんの困りごとの中に医療者から「本当に母の同意を得ているのか」としつこく聞かれて困ったという意見がありました。
- 医療者にとって、医療行為やワクチン接種について生母の同意が得られていることは、確認事項の１つです。

- そのため「子どもが必要とする医療行為や予防接種についてすべて養親夫妻に委任します」と生母さんより同意を得ていることを明示しています。
- 『同意書』(控え)を提示することも必要です。『同意書』(あっせん機関向けテンプレート)も用意してあります。

【事情についての照会はあっせん団体にしてください】

- 初めて養子さんを担当する医療者はどうしても事情を聴くことになります。養親さんからは「(受付さんや看護師さんの担当が変わるたびに)毎回同じ説明を(繰り返し説明することになって)大変だった」という意見もありました。
- (医療者としては知らないので質問しているだけなのですが)1 人 1 回質問したとても 10 人いれば 10 回同じ質問をされて 10 回返答するのです。しかも簡単な説明では理解できないので最初から最後まで全部説明することになるのです。
- 養親さんにとっては会う人会う人に毎回同じことを質問され毎回同じことを説明するのです。「もう勘弁してほしい。毎回同じことを説明するのに疲れた」と言われるのはあたりまえのことだと思います。
- けれども受付さんや看護師さんに尋ねてみると　(医療者として悪気はないのですが)「知らないので根掘り葉掘り聞くこともあります」という返答でした。
- ではどうしたらいいのかと質問すると「『受診に際しての医療配慮お願い』に
  事情についての照会先を記載してください」という返答でした。
  「照会先が記載されていれば　(養親さんに御迷惑をかけることなく)あっせん団体に直接質問します」という返答でした。

【『受診に際しての医療配慮お願い』補助リーフレットを最初に提示してください】

- ほとんどの医療者が特別養子縁組家族の事務・医療手続きをしたことがありません。
  そのため事務・医療手続きについて、
  「手落ちがないように事務手続きをしっかりしなければならない」
  「医療行為のための同意書確認をしっかりしないといけない」と考えて、
  事務手続きと確認作業を念入りに行うようになるという意見がありました。
- では『受診に際しての医療配慮お願い』を提示すれば十分か質問してみると、
  「必要なことが記載してありこれが提示されれば十分です。むしろ提示されなければ事務手続きと確認作業を最初から念入りに行うことになります」という返答でした。
- 看護師さんや受付さんに、いつ『受診に際しての医療配慮お願い』を提示したらいいか質問してみました。すると
- 「最初から『受診に際しての医療配慮お願い』を提示してください」という意見でした。
  「最初から提示されれば(特段の支障がないかぎり)記載してあるとおりに行動します。
  けれども『受診に際しての医療配慮お願い』が提示されなければ（どう注意していいかわからないので)想定外の動きをすることもあります」という意見でした。
- また「『受診に際しての医療配慮お願い』が提示されれば、コピーしてカルテに貼り付け、他の職員と情報共有するようにします」という意見もありました。

【養親さんと子どもの姓が異なる】

- （特別養子縁組が成立して入籍するまでは） 子どもと養親さんは別姓です。つまり「佐藤さんと呼び出しして、田中さんが返事をする」事態が発生するということです。
- そのため、間違えて呼び出され(事情を知らないスタッフに)別性である理由を(衆人環視の中で)説明するという事態が発生します。
- このような無用のトラブルを避けるために、呼び出しは、子どもの(下の)名前か　親の名前あるいは呼び出し番号で呼びだしてもらうよう『受診に際しての医療配慮お願い』に記載してあります。

  具体的には
- （姓ではなく）子どもの下の名前

  「〇〇くん」あるいは「〇〇ちゃん」で呼び出ししてもらいましょう。子どもの(下の)名前で呼ばれるようにしておくと （特別養子縁組が成立し入籍して姓が変わっても） 元々子どもの(下の)名前で呼ばれているので、何の違和感も間違いもありません。
- 親を呼び出す場合であれば、（姓ではなく）子どもの下の名前

  「〇〇くんのお母さん」「〇〇ちゃんのお母さん」で呼び出ししてもらうようにしましょう。
- 呼び出し番号でも構いません。

【子どもの健康保険証や乳幼児医療証の発行が遅滞します】

- 特別養子縁組家庭の場合(稀な申請のためどうしても行政手続きが遅れてしまい)、子どもの健康保険証や乳幼児医療証の発行が遅れてしまいます。市役所としても(稀な手続きなので)時間が掛かるのはやむを得ないという意見でした。
- けれども小児科の受付さんはそんな事情を知りません。どうして子どもの健康保険証や乳幼児医療証がいつまでたっても発行されないのか不思議に思います。
- そのため （悪気はなく親切のつもりで)「どうして子どもの健康保険証や乳幼児医療証が発行されないのだろうか」「ひょっとしたら発行の方法を教えてもらっていないのかも」と思われ、(親切のつもりで)毎回申請の案内をするようになります。これは養親さんにとって負担です。
- これを回避するため「行政手続きの遅滞のため、子どもの健康保険証や乳幼児医療証の発行が、やむを得ず遅れます」という説明を明記してあります。

【新生児の１ヶ月健診を実施していない小児科さんもある】

- １ヶ月健診から受診できる小児科クリニックもありますが、出産後２ヶ月目(からの健診)でないと受診できないという小児科さんもあります。
- ２ケ月目からでないと受診できない小児科クリニック場合、別の小児科あるいは産婦人科で、１ヶ月健診を済ませてから受診するようになります。
- たいていの小児科クリニックでは、普段は２ヶ月健診からであっても事情がわかると状況を斟酌して１ヶ月健診からでも対応してくれます。
- 事前訪問する際に『医療配慮のお願い』補助リーフレットを提示して事情を説明し、１ヶ月健診から受診できるか確認しておきましょう。
- このような事情があり、赤ちゃんの委託開始を遅らせて(赤ちゃんの １ ヶ月健診が終了してから)委託する支援機関もあります。

【あっせん団体から事前連絡してもらうという支援もあります】

- 通院したい小児科さんが見つかったらあっせん団体に連絡してください。あっせん団体から小児科クリニックに、(事情について)あらかじめ電話で事前連絡するという方法もあります。
- これまで当院では、産科から小児科さんに直接申し送りの電話連絡をしていました。申し送りできるので円滑な引継ぎができました。
- 新生児委託なので、「1ヶ月健診からの受診になりますがよろしいでしょうか」と質問しても、(事情が分かると小児科さんの方が融通を利かせて) 1ヶ月健診から受診できるよう配慮していただけることもありました。
- 産科と児童相談所や支援団体の違いはあるかもしれませんが、小児科クリニックからすると「支援者から一報あると安心する」とのことでした。
- けれども生母さんの事情もありますので支援方法の1つぐらいに考えてください

【受診に必要な物品について】

- 小児科クリニック宛の紹介状(初回受診のみ)
- 『医療機関のみなさまへ』
  (あっせん団体もしくは児童相談所の封筒に入れ、紹介状とともに提出してください)
- 母子健康手帳
- (交付が間に合っていれば) 子どもの健康保険証
- (交付が間に合っていれば) 乳幼児医療証(あるいは福祉医療費受給証)
- 『受診に際しての医療配慮お願い』補助リーフレット
  (初回受診時に受付さんに提出してください)
- 問診票『こどものための生母(生父)さんの医療情報について』(コピー)は
  (提示しなくていいので)手元に控えておきましょう。
- 『医療行為ならびに予防接種に関する同意書』(コピー)

【問診票『こどものための生母(生父)さんの医療情報について』(コピー)を持参してください】

- 生母さんの妊娠経過や分娩経過は産科からの紹介状に記載してあります。
- 『受診に際しての医療配慮お願い』にも(養親さんは妊娠経過や分娩経過についてご存じないと)注意書きしてあります。質問があれば支援者に直接質問するよう配慮のお願い文に明示してあります。
- 養親さんに質問されることはまずないと思います。ですが(慣れない間は)医療機関を受診する際に問診票『こどものための生母(生父)さんの医療情報について』(コピー)の(原本は持ち出さず保管して)コピーを持参してください。

【医療行為ならびに予防接種に関する同意書((コピー)を提出してください】

「子どもの医療行為や予防接種について、生母さんから同意を得て一任されていること」を『受診に際しての医療配慮お願い』補助リーフレットに記載してあります。(ですが、それとは関係なく)同意書の提示を求められることがあります。医療機関を受診する際は同意書(コピー)を持参し毎回最初に提示してください。

【母子健康手帳について】

- 小児科を受診するまでに地域の保健センターで、養親さんが使用するための母子健康手帳を発行してもらいましょう。
- 母子健康手帳が発行されたら生母さんの母子健康手帳の検査結果をコピーして、養親さんの母子健康手帳に貼付しておきましょう。
- 生母さんの母子健康手帳に記載されている内容について、養親さんの母子健康手帳に手書きで書き写しておきましょう。

【生母さんや赤ちゃんの検査結果について】

- 生母さんの妊娠中の検査結果が母子健康手帳に貼付されているか確認しましょう。検査結果が貼付されていない場合はあっせん団体に連絡してください。あっせん団体から(生母さんに連絡していただき)検査結果を入手してもらいます。
- 赤ちゃんの検査結果(新生児代謝異常検査と新生児聴力検査)が母子健康手帳に貼付されているか確認しましょう。検査結果が貼付されていない場合はあっせん団体に連絡してください。
- ただし、(赤ちゃんの委託がスムーズな場合)検査結果の到着が間に合わないことがあります。(出生後 2 週間程度で結果が郵送されますので)1 ヶ月が経過しても到着しないときはあっせん団体に連絡してください。
- 生母さんや赤ちゃんの検査結果は全てコピーして養親さんの母子健康手帳に貼り付けておきましょう

【子どもの健康保険証と乳幼児医療証について】※民間あっせんの場合

- お住いの地域の地方自治体の乳幼児医療費助成制度を確認しておきましょう。健康保険適用後の自己負担分の医療費にも助成が受けられます。
- 子どもの健康保険証と乳幼児医療証が発行されたら、医療機関や調剤薬局の受付で提示しましょう。
- 子どもの健康保険証があれば医療機関の支払金額は自己負担分になります。
- (居住する県内の医療機関であれば) 乳幼児医療証を提示すると、自己負担分への助成が受けられます。
- 調剤薬局で(処方箋を)処方してもらう場合も同様です。調剤薬局の受付で子どもの健康保健証を提示すれば、支払金額は自己負担分だけになります。乳幼児医療費助成制度での助成も同様に受けられます。

※児童相談所あっせんの場合には、医療費は全額公費負担または生み親の保険と公費負担の組み合わせで、養親さんの負担はありません。

【償還払いについて】※民間あっせんの場合

- 子どもの健康保険証や乳幼児医療証が届くまで、(自費で医療費を支払うため)一時的に立て替え払いすることになります。
- 自費で支払った分については領収書を保管しておいてください。子どもの健康保険証が発行され乳幼児医療証が発行されたら、自費で支払った医療費分が償還されます。

- 乳児医療助成制度の担当部署に領収書を持参して償還払いの申請手続きをしてください。自費で立て替えた分の償還払いが後日支給(振り込み)されます。

【事件係属証明書について】

- 『事件係属証明書』は家庭裁判所が発行する「特別養子縁組を前提とした養育委託であることを証明する公的証明書」です。
- 小児科クリニックで『事件係属証明書』の提示を求められることはまずありません。
- ただし、『受診に際しての医療配慮のお願い』や『同意書』を提示しない場合には証明するものがないので、『事件係属証明書』の提示を求められる場合があります。その際は『事件係属証明書』を提示してください。

※『事件係属証明書』は、特別養子縁組の申し立て後に家庭裁判所に申請して発行してもらうことができます。

【他の医療機関を受診する場合】

- 子どもが中耳炎になったり、アトピーになったり、夜間に熱を出した場合、新規に耳鼻科や皮膚科や夜間救急を受診することになります。
- 新規に受診する場合、必ず受付で『受診に際しての医療配慮お願い』補助リーフレットを提出してください。
- 突然受診することになると親は慌てます。余裕があるときに、受診しそうな診療科に事前訪問しておきましょう。慌てて飛び込み受診するより円滑に進みます。
- 飛び込み受診する場合であっても必ず『受診に際しての医療配慮お願い』補助リーフレットを提示して、配慮していただきたい内容について読んでもらうようにしましょう。
  提示せずに、最初から自分で全部説明するよりは、円滑に進みます。
- 家庭裁判所の審査が終了し入籍すると、これらの対処は必要なくなります。入籍までの期間限定の対処です。

【子どもが生まれた産院を訪問しましょう】

- 子どもが生まれた産院に、お礼方々訪問する機会をつくって是非ご挨拶に行きましょう。
- あまり遅くなると訪問しにくくなります。子どもとの生活が落ち着いてスタッフの記憶が鮮明なうちに訪問するようにしましょう。特別養子縁組の成立後(1 歳ぐらい)がちょうどいい時期です。
- 産科スタッフは「あの子はどうなったんだろう」とずっと気になっています。
- 養親さんが子どもを連れてご挨拶にこられ、養親さんに抱っこされた姿をみると、「子どもが幸せになってよかった」「自分たちのしたことは間違いじゃなかった」と安堵します。是非是非、お礼方々訪問するようにしましょう。
- ご挨拶のとき、子どもが生まれてきた様子についてお話が聞けたら聞いておきましょう。子どもが幸せになっている姿を見れば、いろんなお話が出てきます。生母さんのお話も出てくるかもしれません。
- お世話になった助産師さんや看護師さんの写真が撮れるならしっかり撮っておきましょう。そして「この助産師さんがあなたをとりあげてくれたのよ」と説明できるようにしておきま

しょう。産院の写真もたくさん撮っておきましょう。

【子どものルーツ探しに備える】

- 子どもはいつか「自分が生まれた産院はどんな産院だったのか」「どのようにして自分は生まれてきたのか」「どんな先生がいてどんな助産師さんがいたのか」という質問をするようになります。質問された時に答えられるよう、産院を訪れた時にたくさん質問して写真を撮っておきましょう。
- 一度産院を訪問していると、子どもがルーツ探しをしたいと言い出した時、どんな産院だったか説明もできますし、案内もできます。養親さんも不安になりません。
- 産院の方も過去に養親さんを受け入れているので様子が分かります。身元が分かっているので、 子どもが訪ねてきたときに案内する産院も受け入れやすくなります
- もし誰かに「どんな産院で出産したの」と聴かれても上手にかわすこともできるようになります。

文責
医療法人社団諍友会 田中病院
院長 田中泰雅
2023 年 5 月 31 日